北海道のうち白老郡のうち白老町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち勇払郡のうちむかわ町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち勇払郡のうちむかわ町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち日高郡のうち新ひだか町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち日高郡のうち新ひだか町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち釧路郡のうち釧路町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十六キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
北海道のうち釧路郡のうち釧路町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十六キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち弘前市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が六キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち弘前市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が七キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること